

愛知県指定文化財の指定の解除について

このことについて、愛知県指定文化財の指定を解除したいので、別紙案を添えて請議します。

平成30年2月7日提出

教育長 平 松 直 巳

説 明

この案を提出するのは、愛知県文化財保護審議会の答申（平成30年1月19日）を受け、愛知県文化財保護条例に基づき、愛知県指定天然記念物としての指定を解除する必要があるからである。

(案)

愛知県指定文化財の指定の解除

(指定解除) 天然記念物 1件

種 別	名 称	所 在 の 場 所	所 有 者
天然記念物	白山社の クロガネモチ	知多郡武豊町富貴郷北 101	白山社



平成30年1月19日

愛知県教育委員会 殿

愛知県文化財保護審議会
会長 足立



愛知県指定文化財の指定解除について（答申）

平成30年1月19日付けで諸問のありました下記の文化財について、愛知県文化財保護審議会において審議の結果、県指定の解除を可とする旨、答申します。

なお、指定解除の理由については別紙のとおりです。

記

天然記念物 白山社のクロガネモチ

指定文化財解除理由書

- 1 種別 天然記念物
- 2 名称 白山社のクロガネモチ
- 3 知多郡武豊町富賀郷北 101
- 4 1 樹
- 5 白山社

クロガネモチはモチノキ科モチノキ属の常緑樹で、国内では茨城県以西の暖温帯に分布し、国外では台湾からインドシナに分布する。野生状態では 10m 程度まで成長し、あまり高くない。葉は革質で楕円形である。裏面をとがったもので傷つけるとそのあとが残るのが他のモチノキ類には見られない特徴である。葉は、4-5 月に新芽が吹き入れ替わる。雌雄異株で、淡紫色の花を 5-6 月に咲かせ、秋には赤い球茎の果実をつける。その果実を、野鳥が運びさまざまな場所に野生化する。クロガネモチは、金持ちに通じる縁起木とされ一般的には庭木として用いられ、特に神社等に良く植栽される。愛知県では、瀬戸市や大府市などの市の木として選定されている。

本樹は樹高約 13m、根囲約 5m、胸高囲約 3m の雌株である。地上約 2m のところから 2 又に分かれている。しめなわを張り神木とされている。指定当初の昭和 43 年から、老樹であるため葉の出方が少なく樹幹の樹皮がはがれていた。

平成 20 年から、ほとんど葉がでないことから地元による保護活動も行われてきたが、平成 29 年現在、枯死したことが確認された。そのため台風等による倒木の危険もある。

ひこばえ等もなく、枯死しているため指定解除はやむを得ないと判断するに至った。



愛知県指定文化財件数

種 別		現在数	今回指定	今回指定解除	計	
有形文化財	建 造 物	4 5			4 5	
	美術 工 芸 品	絵 画	9 7			9 7
		彫 刻	1 0 8			1 0 8
		工 芸 品	1 0 9			1 0 9
		書跡・典籍	4 0			4 0
		考古資料	2 8			2 8
		歴史資料	5			5
無 形 文 化 財		2			2	
民俗文化財	有形民俗文化財	2 5			2 5	
	無形民俗文化財	4 4			4 4	
記念物	史 跡	4 3			4 3	
	名 勝	5			5	
	天然記念物	6 3		1	6 2	
合 計		6 1 4		1	6 1 3	